

自由意志なき性的な身体

——戦前期日本の公娼制問題における「子ども」論の欠如——

元 森 絵 里 子

1 はじめに——「子ども」の「身体」という問いの歴史性

(1) 「子どもと性」という問題

1990年代後半、女子高校生の「援助交際」が話題となった。テレクラの流行や「東電OL事件」（1997年）等を通して、何不自由のない主婦やOLの売春への驚きが広がった時期でもあるが、10代の、しかもまだ学校に通っている少女と売春という組み合わせはまた別の衝撃があったのかもしれない。折からの少年犯罪へのモラルパニックとも重なり合いつつ、制服に包まれるべき年少者の身体が、実は性的には成熟した「女」であることが、改めてどう捉えてよいかわからないものとして社会問題化されていった。1999年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立。18歳未満の児童を買春やポルノの対象とすることから保護することが定められた。

だが、小谷野敦（2007）が述べているように、10代と性という組み合わせが驚くべきものであったかには疑問が残る。あまり知られていないことだが、刑法上の「性的同意年齢」は13歳である⁽¹⁾。民法上婚姻が認められるのは、女性は16歳。少なくとも10代後半の女性の身体が性的な行為に耐えるのは事実であり、法もそれを認めてきた。「援助交際」という語自体がそもそも高校生の中で流通する売春を意味する隠語であったように、未成年であること、教育期にあることと、性的に成熟しその身体の処遇を「自己決定」できると法が定

めることとは大きくは問題化されることなく、長く併存してきたのである。

そもそも年少者を一般の社会成員と区別する線は一樣ではない。周知のとおり、2012年現在、日本では「未成年／成人」の境目は20歳。飲酒、喫煙や選挙権もこれに沿っている。それに対して、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が18歳を境とするのは、児童福祉法や国連子どもの権利条約が18歳未満を「児童」「子ども」と定義していることによっている。さらに、労働が認められるのは15歳（義務教育との兼ね合いで15歳になった次の4月1日以降）。ほかにも、献血、ギャンブル、運転免許をはじめとする各種免許等で、年齢基準は一律ではない。さらにそれと身体的、知的な成熟との関係も曖昧だし、こういった法制度上の「未成年」「子ども」とはまた別に、就学中か社会人かという境目も一定のリアリティを持っている。

結局、「子ども」「未成年」と「大人」「成人」を区別する、唯一絶対の根拠などないのである。だとしたら、「10代の売春」はそれほど驚くべきことでもないはずだ。むしろ、歴史を紐解けば、20世紀の末に、一部の人の間であったとしても、これが驚くべきこととして言上げされたことの方が、驚くべきことである⁽²⁾。

本稿は、明治期から戦後に至る売春をめぐる議論を時系列順で整理する。この時期は、年少者を「児童」「子ども」としてくりだす思考が広まり、教育制度や社会政策の整備が進められていった時代である。結論を先どりすれば、広まりつつある「子ども／大人」という社会的了解と、年少女性の身体の成熟とのずれは、20世紀末のように問題とされなかった。その、問題化され損う様を、20世紀末の議論と比較しながら見ていくことは、今の私たちの「子ども」像を相対化する契機となろう。

「売春」問題は、戦前期においては、公娼制をめぐる存娼論、廃娼論として展開されていた。これらの議論と具体的な法制度の変容を追っていく⁽³⁾。

(2) 「子ども」・身体・言説

なお、このような問題設定の背後には、「子ども」に対する教育・社会政策の意味論の流通範囲と、「子ども」の「身体」なる想像力についての問題関心がある。

アリエスを引くまでもなく、私たちが広く共有する「子ども」概念、すなわち年少者を保護され教育されるべきものとみなすまなざしが、歴史的、文化的なものであることについては、すでに議論が積み重ねられている。

ところが、「子ども」観の構築性に関する議論がこれだけ積み重ねられていても、「とはいえ未熟で体の小さい者が目の前にいるではないか」と、「発達する身体」の実在性が否定できない事実のように観念されがちである。もちろん生物学的事実を歴然として存するように思われるかもしれないが、「発達する身体」「保護すべき未熟な存在」という想定自体は言説である（元森 2012b）。言説の向こう側の「身体そのもの」には私たちは触れることができない。年少者の身体をめぐる、近代社会において年少者を中心的に扱うことになった教育や社会政策という制度領域は、「発達する身体」という「子どもの身体」像を前提とし、その適用年齢を義務教育の延長や中等教育の拡充、少年法制の整備という形で推奨してきた。

しかし、そう見ない人、そう見ない領域もある。教育制度や社会政策制度の整備に並行して、保護され教育されるべきという年少者像が、発達する身体という言説を含んで広まり定着していった一方で、私たちは今もってそれと矛盾するような年少者像を、制度的にも心理的にも併せ持っている。戦前期の日本における、こういった年少者とその身体に対する教育的な言説とは異なる態度を浮かび上がらせたい。年少者とその身体に対する、「保護・教育すべき児童・子ども」「発達する身体」といった意味論とは異なる——時にある意味いい加減な——意味論が展開される領域を具体的に見ていくことで、教育的な保護・

教育されるべき「児童」「子ども」や「発達する身体」という像を相対化・歴史化したのである⁽⁴⁾。本稿は、その1つの試みである。

この点について、筆者はすでに、工場法（元森 2011）と未成年者飲酒禁止法（元森 2012a）の制定論議を検討したが、そこからは年少者の身体をめぐる別の様相が見えてくる。

年少者をも立派な労働力とみなす発想が近代以前に存在することは疑いないだろうが、工場法制定をめぐる議論から見えてくるのは、近代セクターである工業資本も、当初は年少者を労働力とみなしていたということである（元森 2011）。それに対して、年少者は保護・教育せねばならないという教育や社会政策の論理に寄った論者が法制定を主張して、制定に反対する資本家と対立するという構図になっている。ところが、工場生産が高度化するにつれて、資本にとってもごく年少の者は身体的、知的に労働に適さないとされる。その結果、世界的な潮流によって一定年齢以下を保護・教育されるべき存在とすることへの強い反対はなくなり、12歳を使役不可能／可能の境とする工場法が成立する（明治45年）。だが、その後、工場法の適用年齢の14歳への引き上げの際に（大正11年）、夜業禁止年齢の引き上げに猛烈な反対があったように、10代後半の年少者（ここでは主に女工）は、立派な労働力とみなされ続けてきた。

これに対して飲酒の問題は、アルコール摂取が労働生産性に影響を与える面が議論されなかったわけではないが、それよりもむしろ、酒の消費者として年少者をめぐって議論が進んだ（元森 2012a）。法制定論者が、保護・教育という観点から、「発達する身体」へのアルコールの害や、就学中の者の飲酒の教育上の問題を論じるのに対し、反対派は、旧来の慣習や酒税収入を論拠に、年少者を切り分けて飲酒を禁止することの不利益を主張する。ここでは、反対論者にとっては、おそらく具体的な年少者の身体など眼中にない。問題は酒を流通させられるか否かや伝統が維持されるか否かであって、そこには、アルコールによって酩酊する身体も、健康が破壊される身体も、本質的には想定されて

いない。その結果、年少者を「児童」として保護・教育する諸制度の整備が同時並行的に進められる中、最終的には20歳（丁年）という、工場法ではありえないほど高い年齢を境とする法が制定される（大正11年）。その上で、この法は、実態としては近年になって罰則規定等が整備されるまで（されてもなお）、「ザル法」という名をほしいままにすることになるが、少なくない年少者が、法の言葉の向こう側で酒を飲んでいることは疑いない。おそらく、年少者を含む酒の消費者の身体が、労働する身体とは異なり本質的に重要でなかったために、法の言語の水準では抽象度の高い線引きが受け入れられ、実際には法が厳密には遵守されないという構図になっていると考えられる。

では、性、特に家族の外部での性ではどうであろうか。貨幣を媒介とする売春という行為において、女性の性は家族における生殖（再生産）を伴わないものであり、いわば消費財である。その意味で、飲酒同様に本質的に身体が重要でなかったようにも見える。ただ、性という消費財としての年少者（女性）の身体は、男性が家族の外部でも性的なはけ口を必要とするという前提を持ち込めば、生産労働の担い手とはまた別の意味で有用であり、「性労働」概念が示唆するように、労働する身体とも言える。

江戸期の遊女が客をとるのは、おおむね16,7歳から年季が明けるまでの10年程度というのが定説だが、性の相手という意味では10代後半はむしろ20代よりも望ましいとされてきた（20代半ばはもうすでに「年増」であった）⁽⁵⁾。この、労働者であると同時に社会的な消費財として有用な年少者の身体を人々はどう語ってきたのかを見ることで、教育的・社会政策的な「子ども」に関する意味論の外部にある年少者像、年少者の「身体」をめぐる3つ目の言説のパターンを描き出したいのである。

(3) 先行研究

なお、戦前期の売春やその国家的制度である公娼制に関する先行研究は、

1990年代から2000年代にかけて一定の成果をあげている。

村上信彦『明治女性史』（1967~1972）に象徴される旧来の女性史では、近代は封建制からの女性の解放の過程として描かれてきた。そこでは、公娼制度は日本独自の封建遺制であり、それを廃止するために立ち上がった廃娼論者は正義として描かれていた。公娼制に関する竹村民郎（1982）や吉見周子（1992）の論考でもこの点は踏襲されている。後の議論につながる視点としては、今中保子（1986）が、公娼制を貧困女性とその子どもを救済しない「階級収奪」という視点から問題化している。

こういった歴史観が、90年代に入って、ポストコロニアルの問題系とも絡みつつ問い直され始めたのである。それらにおいて、公娼制は、封建遺制ではなく、近代的な身体管理技術であると主張される。藤野豊（2001）は、公娼制の本質は国家の衛生管理（検閲制度）にあると主張しているし、藤目ゆき（1997; 1999）は、廃娼運動が人身売買批判ではあっても、近代公娼制度の批判にはなりえず、資本主義、軍国主義的帝国主義との親和性を持ってしまった点を指摘している。

また、運動の階級制も指摘されている。鈴木裕子（1997）は、廃娼運動が一夫一婦制道徳に基づく「貞操」観念や「母性」を強調し、「娼婦」や「妾」を断罪するものであったとしている。藤目は、英国ヴィクトリア朝の廃娼運動家ジョセフィン・バトラー（1828~1906）の運動が、女性を「妻」「母」と「娼婦」「妾」とに分けて、前者に「貞淑」を要求しつつ、男性は後者を相手に性的に自由にふるまえるという男女の二重基準への問題意識を根底に持っていたこと、宗教道徳主義者が運動の主導権を握る過程でそのことが忘却されていったことを指摘している。

これらの主張は、運動が総力戦下の翼賛体制と共闘していくことになった流れを見れば、真理をついていると言える。ただ、これらにおいて、公娼制度や廃娼運動が年齢に関説するものであったという点は検討の対象となっていない

い。アラン・コルバン『娼婦』(Corbin 1978=2010)は、フランスにおいて、公娼制廃止論が、公娼全体を問題とするのではなく、未成年の保護と意志に反する人身売買の問題にすり替えられていったと指摘している。日本の議論において、この点はどうであったのかを見ていく必要がある⁽⁶⁾。

2 娼妓解放から近代公娼制度へ——自由意志による登録制という タテマエと年齢規定

(1) 人身売買禁止政策としての「娼妓解放」

公権力に認可された売春地域の成立は、16世紀の豊臣秀吉統治期であった言われる。江戸期には江戸吉原や京島原をはじめとして多くの公許された遊郭が栄えた。しかし、この江戸期の「公娼制」が、遊郭という場所への営業許可であったのに対し、近代日本の公娼制度は、「娼妓」という個人の登録制をとったところに特徴を持つ。

近代公娼制の端緒となったのは、明治5(1872)年10月2日の「娼妓解放令」だというのが定説である。「娼妓芸妓等^{ママ}年期奉公人一切解放可到右に付ての貸借訴訟総て不取上候事」と年季奉公人の解放とそれに伴う金銭貸借訴訟の無効を掲げた同令は、娼妓を「人身売買」と位置づけたうえで、それを禁止した(「人身を売買致し終身又は年期を限り其主人の在意に任せ虐使致し候は人倫に背き有ましき事に付古来禁制の処従年季奉公等種々の明目を以て奉公為致其実売買同様の所業に至り以外の事に付自今可為嚴禁事)。

さらに、9日に司法省達第22号が出され、芸娼妓の既存の前借金が無効とされる。これにより、「人身売買」によって囚われの身となった女性が「解放」されることになるが、この法令は「牛馬きりほどき令」という俗称を持つ象徴的な文言によってなるものである。「娼妓芸妓は人身の権利を失ふ者にて牛馬に異ならず人より牛馬に物の返弁を求むるの理なし」。つまり、「旧来の娼妓＝

牛馬」であったとし、その解放が謳われたのである。

同令の背後に同年7月のマリア・ルス号事件⁽⁷⁾があるという従来の定説は、事件以前から娼妓の取り扱いをめぐる議論はあったとして覆されているが（大日向 1992；早川 1997；1998）、いずれにせよ、娼妓の「解放」が売春の禁止ではなく、人身売買の禁止として行われた点は重要である。たとえば、明治5年6月23日の司法省から太政官への「奉公人年期定御布告案」の伺いでは、「長期年季奉公」と称して牛馬のごとく束縛・苦役されているとして、「娼妓」と「角兵衛獅子」が並列されている（山本 1983：89）。売春、性暴力そのものが問題だという視点は、そこにはなかったのである。

「牛馬きりほどき令」は、牛馬のごとき人身売買を禁じたのみで、新たな前借金契約を禁止するものではなかったため、娼妓が「自由意志」で前借金契約を結んで売春行為で返済することは黙認されることとなった。「遊郭」は「貸座敷」と名を変え、場所を提供するという名目のもと、江戸期の遊郭は存続することとなった。

(2) 公娼制の誕生

大日向純夫（1992）や早川紀代子（1997；1998）は、娼妓解放令の前後、娼妓の処遇をめぐる、「隠然黙許」を主張する司法省・左院と「顕然明許」を主張する大蔵省・東京府の対立があったとしている。

ここで重要なのは、どちらの立場も、性の売り買いを本質的にはなくすることができないものと捉えているということである。その上で、国家のタテマエとして娼妓稼業を禁止して、私娼の流通を黙認するというのが司法省案であり、娼妓登録制をとって特定地域を指定し、売春を国家が管理しようというのが大蔵省案である。登録制が強固に主張される背後には、江戸期以来の梅毒（「花柳病」）への恐怖があった。無軌道な性病の広がりを抑えるためには、娼妓を国家管理し、その検査体制を強化することが必要だとされたのである。「人身

売買」のみを禁止した娼妓解放令では、それには対応できなかった。

この対立は、結果的に、大蔵省案が採用されていくことになる。ただし、いったん「解放」したはずの娼妓を国家が大々的に公認するという事態を避けるためか、具体的な取締は各府県に一任される。その中で、主に東京府（警視庁）の娼妓の取締法制が、全国の同等制度を牽引していくことになる⁽⁸⁾。

東京府は、明治6（1873）年12月10日、「貸座敷渡世規則」「娼妓規則」「芸妓規則」等の一連の規則を定めた東京府令第145号を出す。「娼妓規則」第1条では、「娼妓渡世本人真意より出願之者は情実取糺し候上差許し鑑札可相渡」（強調引用者、以下同じ）と、本人の「自由意志」というタテマエによる登録制が採用される。人身売買ではない、自由意志による登録だ、というのである。

本稿の関心においてより重要なのは、この第1条の続きである。「尤十五歳以下之者へは免許不相成候事」と、娼妓登録が可能なのは15歳を超える者と定められたのである。

この年齢規定の理由を記した文書は、見つけられなかった。だが、娼妓登録制が人身売買禁止の意図で設けられたという経緯から推論すれば、こういうことではなかろうか。娼妓登録が「自由意志」といういかにも近代法的なタテマエによって制度化された以上、娼妓登録者が「自由意志」を有する存在か否かが重要になる。そうすると一定年齢以下の年少者は、「自由意志」を持たないものとして処遇せねばならない。そのラインが15歳だったのではないだろうか。当時はまだ、民法も刑法も成立していないが、明治9（1876）年の太政官布告で満20歳が「丁年」と定められており、法律上、どこかの年齢で未熟な年齢層と一人前の年齢層を区切るという発想は存在していたと思われる。売春に関しては、明治3（1870）年の「新律綱領」に、娼妓を含む「略売」（人身売買）の禁止規定が入っているが、そこでは10歳以下は「和誘」であっても略売とみなすとしている（山本 1983：747）。人身売買を論じるにあたって、本人の同意、合意といった「意志」が想定できない年齢層を法に定めねばならないという意

識は、開国当初から日本にあったと言える。それが、「人身売買」とは異なった「自由意志」による公娼登録制度なるものをつくる際にも、採用されたのではないだろうか。

山本俊一は、各府県の公娼登録制を見比べ、「どの府県の取締規則にも年齢制限が布かれていたが、それを何歳にするかは一定せず、一二歳から一六歳まで分かれていた。但し、一五歳を制限年齢とする例が最も多かった」（山本1983：241）と述べている。江戸期に15歳程度で「元服」「成人」という感覚が強かったことが、明治期の史料ではしばしば言及されている。やや後の時代になるが、民法（明治29年制定）で婚姻年齢が女子15歳以上と定められたことから、10代半ばに線引きのリアリティがあったようである。その後、明治22（1889）年、内務大臣訓令で娼妓は16歳以上と定められ、各府県の基準は統一されることになる。

なお、東京府の娼妓規則は、第3条で営業を貸座敷に限定することを、第6条で月2度の検査受診義務を定めている。その後、明治9（1876）年、明治6（1873）年制定の改定律令276条の私娼の取締規定を廃止し、懲罰を警視庁および各地方官にゆだねる太政官布告第1号が出される。早川（1998：206）によれば、この年、東京府で「貸座敷規則」「娼妓規則」「賦金取扱規則」「検査規則」「密売淫取締規則」がそろい、公娼制度が事実上成立した。近代公娼制度は、人身売買の結果娼妓になることを廃した代わりに、自由意志による登録制というタテマエを打ち立て、それを支えるしくみとして、年齢制限、営業場所制限、検査制度を要件として成立したと言える。

（3）さらなる整備と廃娼運動

東京府の取締規則は、その後、明治15（1882）年に「引手茶屋取締規則」が新設され、それが複数回改正されるという形で整備されていく。

明治21（1888）年の「貸座敷引手茶屋娼妓取締規則」の改正（警視庁令第10

号)では、16歳未満の娼妓登録禁止に加えて、学生生徒・未成年者・婦女の貸座敷への出入り禁止が加えられたという(早川 1998: 207-208)。明治29(1896)年の「貸座敷引手茶屋娼妓取締規則」改正(警視庁令第40号)時の条文では、第35条に「但十六歳未満の者は娼妓たることを得ず」、第15条に「学生生徒並十六年未満の者に遊興せしむへからず」と書かれている(市川 1978: 238-243)。

娼妓になる年齢規定に加えて、年少者と教育期にある者が娼妓に触れることが禁止されていることは興味深い。時期的にはやや後、明治44(1911)年の時点で、廃娼論の文脈で「或夜八時から九時の間に、吉原の大門の傍に立ち、そこから入り来る人々を数へたるに、其数合計一千九百人、内約三分即ち五十余人は幼年児童にて、約一割即ち一百七十余人は十四歳乃至十六七歳の少年であつた云々」(原文の傍点省略)という新聞記事があったことが紹介されているが(安藤陽州『青年必読公娼退治』明治44年、集成1: 327)、10代半ばが買う側にかなりの数いたことは想像に難くない。公娼制度は、売る側の年少者の身体を守るという発想ではなく、買う側として年少者や学生・生徒を守るという発想をとり、それを法制度に組み込もうとしたのである。

こういった制度整備に並行して、「廃娼」の機運も醸成されていく。日清戦争(明治27, 28年)の後から、「救世軍」(宗教団体)による娼妓解放運動(廃娼運動)の機運が高まると言われるが、宗教的禁欲や中流階級の貞操観と結びついて、娼妓の存在が罪悪視されていく。

明治21(1889)年、ついに全国に先駆けて群馬県が「廃娼」を決定、明治25(1893)年に実行に移される。ただ、すでに何度も指摘されているように、この「廃娼」は売春の禁止を目指したのではなく、「隠然黙許」路線であった。公娼と貸座敷が廃止された代わりに、「乙種料理店」とその「酌婦」は認められたのである。「酌婦」は、16歳以下禁止、健康診断義務が課されており、まさに娼妓と同等のものであることがわかる⁽⁹⁾。先行研究が繰り返し主張する

ように、廃娼の機運に、売春全般を取り締まる意図はなく、その点で、公娼制の枠内での規制と本質的に両立可能なものであった。

(4) 公娼制度の完成

明治31(1898)年、新しい民法が施行され、第90条の「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす」という条文が人身売買禁止の根拠にされることになり、「娼妓解放令」が廃止される。そして、明治33(1900)年10月8日、公娼制に関する初の全国法規、「娼妓取締規則」(内務省令第44号)が出される。

なぜここで全国法規が登場したのかを明示的に説明した文献は、管見の限り見られない。ただ、この法令は、登録制、年齢制限の明記、許可地集住、花柳病検査の義務化という公娼制度の基本を繰り返していることに加え、廃業の自由を明記している点に特徴を持つ(第4条「娼妓名簿の削除は娼妓より之を申請するものとす」)。これは、公娼制が「人身売買」ではなく「自由意志」による登録制であるというタテマエを、より明確にすることを意味している。登録も自由意志ならば、登録抹消も自由意志であるというのである。

ただ、実際に自由に登録抹消ができたわけでは、決してない。この時期、廃娼運動家にも後押しされつつ、娼妓の廃業訴訟が相次いでいるが、大審院判例は、娼妓登録が人身売買であることを否定すると同時に、前借金の消費貸借契約は有効としている(眞杉 2009)。つまり、人身売買が禁止されている以上、娼妓は借金のかたに「売られてきた」という事実があってはならない。そこで、前借金契約は消費貸借契約として存在を認めたとうえで、その契約を履行する手段として自由意志で娼妓登録することはかまわないとするのである。その結果、実際には借金のかたに売られてきた娼妓たちは、年季が明けるまでは自由廃業が難しくなる。しかしそれでも、国家として人身売買制度をとっていないと主張することが、この時期おそらく重要であったのだ。

娼妓取締規則において、もう1つ重要なことは、第1条、すなわち冒頭に「十八歳未満の者は娼妓たるを得ず」と年齢制限を定めているということである。すでに同規則に先駆けて、同年5月に内務省令17号として「娼妓年齢制限の件」が出され、18歳未満の娼妓申請を認めない旨が示されているが、16歳以上から18歳以上に基準が引き上げられた理由は、「身体上未だ成熟の域に達せざるか為に容易に伝染性疾患に罹り又心身の発達充分ならざるか為に往々他人に誘惑若は誘拐せられ終世其の身を誤まる者あるを以て（中略）娼妓の稼業として尚智能並身体の發育を必要としたるに由るものなりとす」（警保局長「娼妓取締規則中娼妓年齢と名簿削除申請につき改正の件（秘）」明治37年，集成14：341）ということのようである。身体と知能の十分な発達を確保し，身を誤らないようにするには，基準の引き上げが必要だということである。

また，東京府では，明治38（1905）年6月「芸妓営業取締規則」（警視庁令第21号）で，12歳未満の芸妓営業を禁止し，初めて芸妓の年齢を定めている（山本 1983：414）。さらに，「芸妓営業取締規則執行心得」（警視庁訓令第30号）第6条では，尋常小学校未修了の14歳未満の者と障害者の芸妓申請を禁止している。性を売ることになっている「娼妓」とは異なり，「芸妓」は文字通り芸を売るものというタテマエにはなっている。しかし，実態としては，若い娘は売られて娼妓登録可能な年齢に達するまでは芸妓として昔ながらの遊女修業をしたり，場合によっては私娼として客をとったりしていたことも少なくないと考えられる。その「芸妓」に年齢設定が定められたのである⁽¹⁰⁾。

そして，その際の基準に，年齢のみならず尋常小学校修了が加わっていることが興味深い。娼妓取締規則が出された明治33（1900）年，4年間の義務教育を明記した第3次小学校令が出されている。明治39（1906）年の改正では，義務制は6年間となる。こういった流れの中で，義務教育修了後の就労ということと，義務教育終了年齢にあたる12歳という数字は一定の社会的リアリティを持ち始めていたと考えられる。また，第3次小学校令以降，身長・体重等の平

均的な発達というものが教育関係の規定で取り上げられるようになっており(元森 2012b)、発達の終着点がいつかという議論も、工場法の議論でも未成年者飲酒禁止法の議論でも繰り返されている。明治44(1911)年公布の工場法は、最低就業年齢を12歳と定め、16歳未満と女性の夜業禁止を定めることになるが、性については、法というタテマエの上では、12歳までは教育を受けること、そこから芸事の修業を行い、自由意志で性を売るのは18歳からというのが、年少者の身体をめぐって世紀転換期に日本社会がたどりついたひとつの結論だったのである。

(5) 小括——「自由意志」という法的フィクションと年齢規定

娼妓解放は、売春問題としてではなく「人身売買」問題として行われた。そのため、意志に反することのみが問題とされ、売春そのものは「自由意志」を持つ主体による消費貸借契約の履行手段というタテマエのもと認められることとなった。それが近代日本の公娼制である。

娼妓登録において年齢制限を設けた理由は、この時期に関しては正確にはわからない。しかし、「自由意志」というフィクションによって制度が成り立っている以上、年少者を意志能力を持たないものとして排除するのは納得がいく。そのラインが12歳なのか16歳なのか18歳なのかは、おそらく本質的な問題ではない。娼妓として春を売る年齢に関する以前よりの慣行と、教育制度をはじめとする他の制度領域が整備しつつある年齢規定との引き合いで決まっている。ただ、その引き合いが、徐々に江戸期由来の売春制度に寄った線引きから、整備されつつある教育期と労働可能年齢の線引きなどのほうへと軸足を移していったという点は重要であろう。

こうして、明確な根拠なく、「意志」というフィクションの裏面として、年齢で線を引くという発想が現れ、その線をどこにするかという模索が始まったのである。

3 公娼制の揺らぎと国際条約——年齢規定をめぐるせめぎあい

(1) 私娼の「流行」

このようにして成立した公娼制であるが、成立したそばから揺らぎ始めたというのが定説である。揺らぎをもたらしたのは、ひとつには、公娼制の外部での私娼の増加であると言われている。

早川は、「東京府では日露戦争後、『銘酒店』とよばれる飲酒屋で生を売る女性が浅草、芝明神、谷中、渋谷などにふえた。私娼である」（早川 1997：56）とし、東京府では、大正期以降、私娼の取り締まりが強化されていることを指摘している。このとき、取り締まりの強化と同時に、やむを得ない者に関しては一定地域を公認して囲い込む策がとられ、亀戸や玉之井など現代でも有名な地域は、黙認（事実上公認）の私娼地域となった。明治45（1911）年の吉原遊郭全焼を機に娼妓運動が統一化されたこともあり（廓清会）、娼妓運動の機運が高まっている時期であるが、いわば公娼制の外部で性売を「公然と黙許」したのである。

大正期にはさらに、「酌婦は一九二〇年代に急増している。この時期にはカフェ、バーの女給も急増する」（早川 1997：56）、「一九二〇年代末には女給数が娼妓数を凌駕する」（藤目 1997：284）、というように、「接客婦」のうち娼妓でも芸妓でもない「酌婦」「女給」が増加した（表1, 2）。

この変化については、しばしば客の嗜好の変化で説明される。曰く、『『奴隷』同然の女を相手にしてもおもしろくない（娼妓は客を拒否できない。まさに性の奴隷である！ 私娼は客を選べる）。自由恋愛の気分が多少とも味わせる女給（当時、現れた新しいタイプの事実上の私娼である）のほうがよい』（倉橋 1994：29）。資本主義的な「モダン」な都市文化が開花する中で、封建的な貸座敷と公娼が忌避されたというのである。

自由意志なき性的な身体

表1 各府県芸娼妓及び酌婦数

	明治17年	大正4年	大正7年	大正14年	昭和元年
芸妓	8,651	45,509	59,161	79,348	77,934
娼妓	28,432	50,803	48,268	52,886	50,800
酌婦	—	—	44,156	48,291	101,966
合計	37,083	96,312	151,585	180,525	230,700

注：草間八十雄「現世層における売笑婦の状態」（1928）の大正7年の娼妓数を内務省統計書で修正したもの。

出典：早川（1997：56）

表2 全国の娼妓及び女給数

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
娼妓	49,058	49,477	52,111	52,064	51,557	49,302	45,705	45,837	47,217	47,217	45,289
女給	—	51,559	66,340	77,381	89,549	99,312	107,478	109,335	111,700	111,284	98,437

注：内務省警保局『警察統計報告』より作成。

出典：藤目（1997：303）

だが、遊郭の外部の飲食店で事実上の性的サービスを行うという営業形態は、「飯盛り女」などの形で江戸時代から存在する。江戸時代は経済も都市文化も栄えていたということでもあるが、「酌婦」「女給」も事実上前借金で売られている場合も多い。単なる嗜好の変化というよりも、背後にある産業構造の変化やそれに伴う女子の労働市場への大量参入、受け入れ先であるサービス業の拡大、昭和恐慌下の身売りの急増などの観点からも考えていく必要がある（藤目 1997；小野沢 2002）。

また、「兎に角今日の吉原と云ふものは、昔の吉原とまるで社会的の地位が違ふものと私は見て居ります」（松山常次郎，第59回帝国議会議院公娼制度廃止に関する法律案委員会議録（速記）第4回，昭和6年，p.3）という発言が帝国議会議事録にあり、「以前には妓楼又は芸者屋の主人が仕事を仕込むため少女を養子とする慣習が存したが、これは今では全国を通じて法律で禁止されてゐる」（国際連盟事務局東京支局「国際連盟東洋婦人児童売買調査委員会報告書概要」昭和8年，集成21：197）という報告が後述の国際条約問題に関係し

た国際調査でなされているが、義務教育制度の普及局面において遊郭内部で娼妓を再生産するしくみが保たなくなっていったという点も関係しているかもしれない。つまり、幼いうちから禿^{かむろ}として仕込まれてきた花魁を目にする異境の地というような「遊郭」ではなくなった「貸座敷」に、客がもはやこだわる必然がなくなっていったということは、大いに考えられる。

いずれにせよ、昭和期に入って、1920年代末から1930年代に廃娼県が統出することを受け、行政機関の取り締まりの射程は公娼・貸座敷からカフェ・バーの私娼へと移行していく。それは、性病の流行を抑制するというような社会防衛的観点が強く、性を売るという行為そのものを禁じるためではなかったと考えられる。そして、このような「私娼の管理」というある種矛盾した対策を講じて売春行為を「隠然黙許」しつつ、公娼という公認された売春を認めるか認めないかという存娼論と廃娼論の対立が深まっていくのである。

(2) 国際的規制の動き

公娼制を動揺させたもうひとつの動きは、国際的な動向である。

明治28(1895)年、第5回国際監獄会議で、国際的な「女子丁年」を15歳に引き上げ、その年齢以下の誘拐を禁止し浮浪少女を取り締まることが定められる。明治35(1902)年の第1回パリ会議で「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際協定」が、明治43(1910)年の第2回パリ会議で「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」が採択される。大正10(1921)年、婦人児童売買禁止会議で、同条約を下敷きにした「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」が採択されるに至り、日本もこの国際条約を批准する必要があるのである。

この際、大きく問題になったのは、第一に年齢規定である。「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」の第1条は、「何人たるを問はず他人の情欲を満足せしむる為醜業を目的として未成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐

去したる者は本人の承諾を得たるときと雖又右犯罪の構成要素たる各行為か異りたる国に互て遂行せらるときと雖罰せらるへし」と「未成年」に「醜業」を行わせることを禁じている。そして、この「未成年」が意味する年齢は、最終議定書口項で一旦「満20歳未満」とされるが、「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」第5条で「満21歳」に成年年齢を引き上げることが盛り込まれて、「満21歳未満」に変更されることになる。この年齢が、「18歳未満」という規則を持つ日本の国内法に触れるのである。

第二に、日本の公娼制自体の存在が問題となる。「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」の第2条は、「詐欺に依り又は暴行、脅迫、権力濫用其の他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐去したる者」と、成人女性の強制売春を問題化している。日本の制度がこれにあたらなかが問題となるのである。

こういった国際的な機運の中で、折からの廃娼運動が激化する。大正7(1918)年には、第41回帝国議会で初めて公娼制が議論される。廃娼論者と存娼論者は激しい論戦を繰り返す中、大正11(1922)年の第45議会(公娼制度廃止に関する建議案)、大正14(1925)年の第50議会(公娼制度制限に関する法律案)と、帝国議会でも繰り返し公娼制度が議論されるようになる。昭和4(1929)年の第56議会(公娼制度廃止に関する法律案)、昭和5~6(1930~31)年の第59議会(同)では長時間の議論が行われている。

大正14(1925)年、日本政府は「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」を、年齢条件の留保したうえ、朝鮮、台湾を条約適用除外地として批准する。大正15(1926)年の第51議会で「婦女売買禁止に関する国際条約に対し帝国政府の留保条件撤廃並に娼妓取締規則改正に関する建議案」が議論され、昭和2(1927)年、年齢留保が修正される。しかし、同年、「花柳病予防法」を制定して性病予防体制を強化するものの、「娼妓取締規則」自体は固持し、公娼制度を糾弾する国際的な視線と対立していくことになる。

ここで注釈をつけねばならないのは、国際条約は何を取り締まろうとしていたのかということである。先述のように、コルバン（1978）は、公娼制廃止運動が、売春全面禁止を目指す方にはいかず、人身売買の問題にすり替えられていったことを指摘している。「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際協定」および「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」が規制しているのは、日本の制度同様、売春そのものではない。未成年の売春と成人の場合は強制を伴う売春、すなわち人身売買を問題としているのである。それは、売春行為においても、「自由意志」による行為を認めるという普通法の枠組みを応用するものである。売春行為そのものを問い、男女間での性の二重基準や女性の分断を糾弾する視線は、国際的にも存在しなかった。日本の公娼制が台湾や朝鮮を内地と区別していたことを考えても、国際的非難の背後には帝国主義秩序の問題があろう。

いずれにせよ、日本も「娼妓取締規則」で同様の枠組みを採用している以上、国際標準に乗ること自体に表面上問題はない。その結果、条約をめぐる国内の議論はまず、国際基準では意志があると見なされない「未成年」にあたる年齢をどうするかをめぐって行われることになる。そこに、明治末期よりの公娼制そのものを批判する廃娼論者とそれに反発する存娼論者の議論が曖昧に重なり合い、議論が錯綜するという構図ができあがる。では、そこで一定年齢以下の身体はどう問題化されたのか。20世紀末の議論と比較しながら考えていく。

(3) 実態調査の視線

大正期から昭和期にかけて、廃娼運動の機運の中で、私娼を含む売春婦の実態に関する社会調査が多く行われている。本稿の関心にとって重要なのは、多くの調査において、年齢や教育程度が調べられているということである。こういった調査視角が繰り返し用いられているということは、この時期には、国際的動向もあり、年少者が私娼になることは望ましくなく、また娼妓も一定期間

の就学を経たのちになるべきだとする視線が、ある程度自明のものとして存在したということである。

では、調査で明らかになった「実態」はどうであったか。

公娼のみを調べた場合、18歳未満は登録できないというタテマエが守られているためそれ以下の者はいないが、私娼には18歳未満もしばしば含まれていることが報告されている。たとえば、上村行彰『売られゆく女』（大正7年、集成2：209）では、娼妓が「異性に触れた当時の職業」として、「家事手伝い」、「女工」に次いで「芸妓酌婦稼業中」が2割1分と多いと述べ、16歳以下の3分の1は芸妓酌婦稼業中に性行為を行っていたことを明らかにしている。「東北凶作を契機とせる女子の貞操問題」として東北の芸娼妓を調べた調査では、12歳7人、9歳1人を含む14歳未満の女子が60人いたことが報告され、「多分口減らしと、之に依つて幾等かの生計費を得て家族の食餌に資せんとしたものであらう」と述べられている（三浦精翁『売られ行く娘の問題』昭和10年、集成5：308-309）。

帝国議会でも、芸妓の「約半分位は十三で客に接することを強いられて居ると云う記事が（引用者注：前日の新聞に）出ております」（土屋清三郎、第56回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件委員会第6回速記録、昭和4年、p.24）と問題視されたり、「私娼窟」における低年齢層の売春問題が報告されている。

現在公娼に於きましては、十八歳以上の女でなければ営業に従事することが出来ないのでありまするが、寺島、亀戸のやうな、いわゆる淫売窟に居りまする所の女と云ふものは、十五歳、十六歳、甚しきは十三歳、十四歳と云ふ風な、殆ど吾々言ふに忍びないやうな少女が、何れも売淫行為を行つて居るのであります、是等の年少な少女と云ふよりも、寧ろ幼女に近い婦人と云ふものは、何れも自分の意思に反して、或いは親の犠牲となり、若

しくは暴行脅迫、中には傷害迄受けて、斯る魔窟に拉し去られて醜業に従事して居るのであります（川島正次郎、第56回帝国議会衆議院請願委員会議録（速記）第9回、昭和4年、pp.2-3）

公娼制の18歳という線引きすら問題となっているのに、それ以下の、法律上は自由意志で娼妓登録ができないとされている年齢層に、すでに売春行為に及んでいる者が多数いることが発見されていくのである。そして、それは、「自分の意思に反し」たことと見なされた。18歳以下の私娼について、「援助交際」においてそこからの逸脱が「問題」とされるような自由意志なき売春が、まさに「問題」として浮上したのである。

興味深いのは、教育程度の調査である。義務教育が6年制になったのが明治39（1906）年。大正期には、工場法改正論議などの中で、全国5万人程度の不就学者が問題化していた。大正7（1918）年の時点で、娼妓で無教育（＝仮名が読めない）の者が27%、尋常4年以内が6割、5年から8年（尋常5年から高等2年）が12%である（上村前掲書、集成2：221-222）。紡績女工に比べて教育程度が高く、高等女学校出で零落した者も一定程度含まれていると報告されているものの、教育歴が高くない者が多いことは疑いない。大正14（1925）年には、公娼の調査から、全国5万1千余人のうち7800人不就学者がいると推計され、就学率98%の時代に不就学率が高いことが指摘されている（伊東秀吉『日本の公娼制度』大正14年、集成2：379-380）。これらは存娼か廢娼かとは別に、憂慮されるべき「問題」となりつつあったと言える。義務教育年齢程度までの年少者は一律に保護し教育を受けさせるという発想が、規範化したと考えられる。

最近二万八千二百三十四人の娼妓に就いて取調べた処によれば、内尋常小学の中途退学者が二万〇〇五十八人（即ち七割一分強）、まったく尋常小学にさへ登らなかつた者が四千四百六十五人（即ち一割五分強）で、つま

り全数の計八割六分以上は、尋常小学に入らないか入つても卒業しないで退学した者共であります。彼等は全く無教育無知である。之に義務教育完了の機会さへ与へず、之を娼妓などにならせて置くと云ふは、誰の責任であるか。此の点に於て、日本の国家はその臣民に対する当然の務めを行うて居ないものと言はれても、致方はありますまい。(山室軍平『公娼制度の批判』昭和4年、集成3：125)

公娼制を廃止して「小児保護法」をつくり、義務教育と性教育を徹底して、「学齢にも達したか達せぬかのいたいけな幼女が芸妓屋に舞妓の卵たるべく売られ、或は私娼窟に少女売笑婦として苦役さるゝ悲惨事は、本法によりて防がねばならぬ」(伊藤秀吉『廃娼善後策』昭和7年、集成5：69)という、年少者の保護・教育という教育・社会政策の論理に忠実な議論もある。娼妓が「人道問題」や「労働問題」として語られはじめ、年少者は義務教育を与えるべきという教育的・社会政策的論理が、娼妓をめぐる議論にもようやく浸透したのである。

(4) 廃娼論・存娼論と当事者の不在

ただ、廃娼か存娼かという議論自体は、公娼が義務教育年齢より上の年齢層だったこともあり、こういった教育的・社会政策的視線には回収されない。先行研究が指摘したように、廃娼論とは、公娼制度廃止論であり、売春そのものを禁止しようという論ではない。したがって、売春行為を防いで教育を受けさせるという先に見てきたような論がある一方で、そういった年少者へのまなざしとは別の水準での議論も多くなされている。

第一に、国際条約が締結されている時代に、公娼制度があり、しかも年齢基準が18歳であること自体、「国際的体面」が成り立たない「恥」であるという主張がなされる。国際条約の「満21歳未満」という規定が定まった経緯を鑑み

れば、条約が各国の「未成年」を包含する意図を持っていることが明らかなのに、「日本だけ本条約の要点たる年齢の点を無視して留保付きで調印するのは帝国の体面上甚だ面白くない」というのである（川崎正子『公娼制度撤廃の是非』大正15年，集成3：59）。帝国議会でも，丁年未満の女子を公娼として認可することの是非が質問されている（たとえば，第56回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件委員会）。

第二に，公娼制を認めていること自体が非道徳的であるという。明治中期の時点で，学生生徒・未成年者・婦女の貸座敷への出入り禁止を規定する風潮があったことはすでに述べたが，教育の進展を考えると公娼を国が認めていること自体を，良家の子女の目に触れさせるべきでないという発想は根強い。ここで注意すべきは，「日進月歩の教育の手前」，「妓楼を公許して昼夜を問はず国家の保護補償の下に売笑行為をなさしむることは男女青年学生に貞操観念や権利思想を鼓吹することと果して両立するや否や」（同上，集成3：29）という主張が保護しようとしているのは，「学生」たる男女であり，娼妓自身を保護・教育することはまったく目指していないということである。成城高等女学校校長で廓清会理事の宮田脩の「教育上より観たる自由廃業」という文章は，驚くほど露悪的である。

人或いは公娼を廃したら私娼が殖えるだらうといふ。併し私娼が殖えても国家が認めるのを止めればそれ丈でもう結構であると思ふ。どうせ人間社会には表裏がある。裏にまで立入て兎や角云ふなら云ふ人々に任せる，其処迄引張て来て学校が教へる事はない（中略）不道徳は不道徳として国家として矛盾なく教えられるようにすればよい。（「娼妓自由廃業案内」『廓清』4(10)大正3年，集成2：55）

教育者の文章というものに対する現代的なイメージを裏切って，ここでは，

娼妓を認めていないという「体面」が重要であり、実態として年少者も含む娼妓を減らすということは考えられていないのである。ここでも、保護・教育されるのは「良家の子女」であり、私娼に転落する人間社会の「裏」側に位置する年少者や女性ではない。運動の階級性として従来から指摘されるのは、このような点であろう。

存娼論、すなわち公娼制度廃止反対論の側は、露悪的であることを乗り越して妙に現実的である。そこにあるのは、男性の性欲処理は社会に必要欠くべからざるものという認識であり、そのために売春は必要悪だとされた。そうである以上、公娼を廃しても私娼は残り続けるから、むしろ公娼として国家の管理下に置いたほうが社会的に望ましいというのが主立った主張である。条約問題以前の議論として、各種学会の存娼論を集めた『娼妓存廃の断案』（明治33年、集成7：272-321）では、存娼か廃娼かは道義的倫理的問題ではなく、梅毒蔓延防止、都市の独身男性のガス抜き等の風紀衛生、社会防衛の観点から論じるべきであるという主張が繰り返されるが、こういった発想は条約問題の時期も続いている。

存娼論で興味深いのは、性を売る年少者の境遇がねじれた形で問題とされることである。昭和初期、「悲惨極まる私娼の境涯」といった類の文章が多数、使い回されながら流通している。公娼を廃しても結局私娼が増えるのみだという認識の下、「寧ろ吾々は私娼の公娼化を絶叫する者であります」（大野伴睦、第56回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件委員会第6回速記録、昭和4年、p.6）という存娼論者は、管理売春の重要性を主張するために、私娼、とりわけ公娼登録できる18歳未満の売春婦の「搾取」の現状を描き出したのである。

公娼即ち娼妓は、満十八歳以上にあらざれば、許可せられぬことになつて居るが、私娼は日蔭の存在だけ十二三歳の者も少なくない。未だ肩上げさ

へ取れぬ可憐な少女が、浮れ男の犠牲に供せられるといふに至つては、悲惨も極まれりと言ふべきである。芸妓、酌婦も府県に於てそれ〱最低年齢の規定はあるが、芸妓は未だ振袖姿の半玉時代に、すでに荅の花を散らすのが多く、酌婦も無登録の者があつて、此等の中には十三四歳で媚を売るのが少なくない。(全国貸座敷連合会『社会の現状と公娼問題の帰結』昭和4年、集成11：256)

これは一見、公娼制度で年齢規定を守らせることで、それ以下の年少者を制度の外部で搾取させないという論にも見える。しかし、次節で見るように、こういった論を展開している貸座敷業者は、公娼登録年齢引き下げという主張を併せて行っている。さらに先にあげた『娼妓存廢の断案』のような論調を見れば、むしろ具体的な年少者の身体を守るというよりは、風紀を維持し男性と貸座敷の利益を守るためのレトリックであると考えた方が正確であろう。

さらに私娼をのさばらせるのは教育上問題であるという主張(たとえば、小島光枝『売笑問題と女性』昭和11年、集成8：329-330)も出てくるのを見れば、存娼論と廢娼論の根底にあるものが同じであることは明らかである。存娼か廢娼かの議論は、結局、明治初期の黙許か明許かの議論の繰り返しと言える。

教育や社会政策的な語り口で、年少者が性を売ること全般を認めずに保護・教育すべきという議論が現れてきたが、論争のフロンティアでは、当事者である「悲惨な境涯」として問題化されたはずの年少者——自由意志ではなく売春させられるとみなされた身体——そっちのけで、国際的体面や社会防衛、良家の子女の教育という観点や、貸座敷業者の都合から年少者の性を論じる議論が展開されたのである。

(5) 年齢の線引き問題とそのあやふやな根拠

先に見た国際条約批准問題が浮上してくる中で、このような廢娼か存娼かと

いう議論と事実上重なり合う形で、公娼登録の年齢規定を娼妓取締規則の18歳から引き上げるか引き下げるかが議論されている。娼妓取締規則は18歳、国際条約は21歳をラインとする。体面を考えて条約をそのまま批准することを求めた外務省と、自由意志の拘束禁止という条約の目的自体は娼妓取締規則で果たしている以上、現状を考えれば年齢条件を留保したいという内務省との間に議論があったというが（安部磯雄『国際連盟と醜業婦売買問題』大正14年、集成2：391）、そもそも、国内には、貸座敷業者を中心に18歳という基準が高すぎるといふ声も渦巻いていた。

この点が一斉に話し合われたのは、大正15（1926）年に行われた全国警察部長会議での公娼制度廃止に関する諮問である。早川（1998：215）によれば、国際条約の趣旨と我が国の現状に鑑み年齢基準を20歳以上に引き上げるようにというのが多数意見であったが、現状維持の主張のほかに、少数意見として16歳へ引き下げるようにという主張があったという。

年齢を引き上げたい側（主に廃娼論者）は、年齢規定の法的整合性を問題とする。引き合いに出されるのは、他の法令における未熟／成熟の線引き年齢である。明治29（1896）年制定の民法下では、女性は25歳未満の場合、婚姻に父母の同意が必要であり（男性は30歳未満）、大正14（1925）年施行の普通選挙法も、男子に限るが25歳以上に選挙権を与えていた。20歳未満の飲酒を禁じる未成年者飲酒禁止法も、大正11（1922）年に制定される否やその適用年齢を25歳への引き上げようという運動が起きていた。このような諸法令において、「20歳」すなわち「丁年」に加えて、「25歳」という年齢設定に、「一人前」として一定のリアリティがあった⁽¹¹⁾。その観点から見ると、国際条約の21歳に対して18歳という留保をつけるなど言語道断であった。

青年男女が清き家庭を造るつもりで結婚するにさへ、二十五歳までは自分たちだけでは出来ないものとして、保護する国家が、なぜ十八歳やそこら

の若い娘の、醜業婦になりたいといふ如きものを、保護して矯正しやうとはせず、之に同意を与へるのであらうか。(山室軍平『公娼制度の批判』昭和4年、集成4：122-123)

教育制度や労働制度とは別に、父母や国家に保護される者とそうでない者とを分けるような発想をとった場合、同様の思考によって成り立つ法制度は同様の基準に立つべきであり、制度間に齟齬がないほうが望ましい。ただし、すでに元森(2012a)で見たように、身体的な発達という点に関しては、この25歳という線に、決定的な「根拠」は存在しない。発達の終着点が25歳という説もあれば、18歳という説もある。さらに、ここでの保護年齢を引き上げたいという主張は、そのような具体的な身体の発達にもほとんど言及しない。自立した決定主体か保護すべき存在かの曖昧な線として、他の法の線引きである25歳や20歳が唐突に論拠として語られるのである。

これに対して、年齢を引き下げたい側(主に存娼論者)の主要論点は、18歳という年齢制限は結局18歳未満の私娼を増やすだけだということである。事実上16歳程度から客をとるという風潮が引き続いている以上、法だけ18歳と定めることは、国家の管理外の売春を増やすだけということになる。

実は、このような主張は、娼妓取締規則制定直後から内務省内部でもあったようである。明治37(1904)年の「娼妓取締規則中娼妓年齢と名簿削除申請につき改正の件(秘)」なる警保局長の文書が残っており、貸座敷業者からの請願を受けて、娼妓取締規則の年齢規定を16歳に「改正」することが警察内部でも検討されたことがわかる。そこでは、「改正」の理由として、「現行規則に於て娼妓の年齢を満十八年に制限せる結果土鄙至る所十八年以下の密売淫婦多数」であり、「年齢の制限は妙齡の女子をして無監督の売淫をなさしめ其の徳操と風儀を害すると同時に病毒の伝染を盛ならしむ故に寧ろ此制限を改めて満十六年となすに如かず」(集成14：343)と、私娼の増加とそれによる性病蔓延

があげられている。

さらに、より積極的に、16歳が保護しなくとも十分な年齢であることも主張される。大正15（1926）年4月28日の『東京朝日新聞』は、「私娼を取締れと樓主連の決議」と題して、以下のような決議がされたことを報じている。この決議は、引き下げ論者の議論を凝縮している。

福岡県の代表者はその理由として帝国の氣候風土上十六歳以上にして娼妓就業上生理的方面より見るも何等の支障なく二ヶ年早いだけそれだけ早く素人になることが出来て現在の十八歳制度より彼女らの幸福を増進することが出来ると述べ婦人矯風会の議論は我国を私娼国たらしめんとするのだと論じて喝さいを博し満場一致可決（後略）（『東京朝日新聞』、鈴木編1997：693）

ここでの主張は、第一に、女性の身体は16歳で十分成熟している、言い換えれば性行為に耐えうるということであり、第二に、早く娼妓稼業を始めたほうが早く「素人」になれるということである。

第一の点に関して問題となるのは、引き上げ論者が主張する成人年齢である「20歳」や選挙権「25歳」との整合性である。これについては、大正14（1925）年8月30日の『時事新報』朝刊に「婦女売買問題漫画」（北澤楽天）という象徴的な戯画がある（図1）。曰く、「日本では女は早熟で男は晩成なり 女十八歳うり物 男二十五歳未満選挙権なし」。「成熟」をめぐって制度間で矛盾していることは、目的の違いを考えると問題ないとされるのである。そしてここで重視されているのは、自己決定能力等ではなく、身体の性的成熟である。

なお、これについては、より積極的に別の法体系との整合性を論じるものもある。民法では15歳で婚姻を認め、刑法では14歳で風俗犯罪を区別している。つまり、「性」に関する既存の法体系は、「20歳」や「25歳」を区切りとする法



出典：安部磯雄『国際連盟と醜業婦売買問題』（集成2：403）

図1 制度間の年齢の線引きのずれを風刺する漫画

とは全く別の観点で10代半ばに成熟と未成熟の線を引いており、「娼妓の年齢のみを特別扱ひとなすはこれ亦矛盾撞着の譏を免れない」（宇津七郎『公娼制度改善に関する私見』大正15年，集成8：6）というのである。

続く第二の点は，現代から見るといささか滑稽にすら見える。つまり，早く娼妓稼業を始めるほうが，早く年季が明けて当人のためだというのである。江戸期以来16,7歳で客をとり，10年程度で前借金を返還して年季が明けるというのが（現実にもそうであったかどうかはともかくとして）世間的な感覚として根付いていたのであろう。20代半ばは，すでに十分立派な「年増」であった。年季が明けるのがずれこめば，「素人」としての結婚・出産がそれだけ困難になる。

全国貸座敷連合会副会長である宇津七郎の『公娼制度改善に関する私見』（大正15年）は，第一の提案として「娼妓に^{ママ}停年制を設くる事及びこれが必要なる

先決問題として年齢低下の断行を条件とすること」を掲げている（集成8：5-9）。宇津は、国際条約の趣旨は21歳以下を誘惑してはならないというだけで、18歳以上が自由意志で登録する公娼制度とは両立可能であるという内務省型の議論を述べた上で、娼妓は27~30歳くらいで「停年」して、普通の子女に大きく遅れない年齢で婚嫁できるようにしてやるべきということを強く主張する。それは、「『所謂いゝ年をした』娼妓や娼妓志願者を自然に淘汰しつゝ、三十振袖四十島田の傷ましさを感ぜしむる事が無くなるのである」（集成8：6）というように、買われる側を慮るどころか、買う側に都合のよい屁理屈のようであるが。

引き上げ論者も引き下げ論者も、保護されるべき年齢とそれ以上の年齢を制度上区分しようとする発想を共有し始めている。その論拠として他の法制度との整合性が持ち出されたり、娼妓本人のためという屁理屈が持ち出されたりしながら、議論は進んでいく。判断力や自己決定能力ともいうべき基準にのった25歳ないし20歳を区切りとする法を参照した線と、身体の成熟に沿った16歳という線が主張されるが、どちらも当事者である年少女性を保護・教育することをどこまで本気で考えていたかは疑わしい。発達論すらまともに論じられないことから、国家の体面や娼妓を必要とする貸座敷業者の都合が先にあり、線引きが論じられたように見える。

（6）小括——法の饒舌・身体のリアル

年少の私娼——自由意志なき売春——の増加が懸念され、国際情勢が未成年の人身売買を糾弾するようになる中、様々な言葉が女性、とりわけ年少女性の性の売買について語っていく。しかし、発達する身体を保護し教育するという教育的な年少者の語り口がごく一部に見られるものの、長期の論戦を展開した廃娼論者も存娼論者も、登録年齢引き上げ論者も引き下げ論者も、具体的な女性や年少者やその身体を、実は見つめていないように思われる。

語られるのは、一つには法律上の整合性であるが、年齢引き上げ論者が親の同意なしの婚姻や選挙権の「25歳」を引き合いに出して、国際条約の成人年齢である「21歳」を主張するのに対し、引き下げ論者は婚姻や刑法を持ち出して「16歳」を主張する。元森（2012a）で見たように、これらの線引きは、どちらも一定の「理論的根拠」を持つが、どちらも決め手に欠ける。さらに、飲酒の事例とは異なり、公娼制をめぐる議論では、その「理論的根拠」すら正面切っでは論じられない。

廃娼論者、年齢引き上げ論者にとってより重要なのは、国際的な体面や衛生、社会防衛という点である。これらはあくまで国家や社会のためや、「良家の子女」のためを念頭に置いており、具体的な娼妓たちに目は向けていない。一部の論者以外には、実際に性の対象として使役される年少者の身体は、性病をまき散らし、目に触れること自体が非教育的なものとしてまなざされる以外に、保護・教育されるようなものとしてはほとんどまじめに取り扱われることない。単に法という水準で何を定めるかをめぐって、言葉だけが空転していくのである。

その意味では、存娼論者・年齢引き下げ論者の、16歳で十分性的行為に耐えることができそのほうが年季が明けたあとの第二の人生を結婚・出産が可能な年齢で迎えることができるという論理は、一見その身体のリアルを踏まえた理にかなったもののようにも見える。しかし、先述のように、結局は貸座敷業者の都合で組み立てられた身体に関する言説にすぎない。

結局、自由意志なき売春は、義務教育との関係で問題化されつつも、論争のフロンティアでは実のところ本気で考えられてはいないのだ。公娼制をめぐる一連の議論からは、年少者を「子ども」「児童」として包括的にまなざす視線も、その身体を発達するものとする語りも、ごくわずかしか浮かび上がってこないのである。一方で、身体のリアルを置き去りにした社会防衛や法的水準の議論が饒舌なまでに展開され、他方で、「子ども」などといった抽象的なものとは

全く異なったリアルな身体を性の対象として使用するという欲望にそれらしい言葉が重ね合わされるだけである。

4 廃娼路線から慰安婦，そして公娼制廃止へ——その後の経過

このあとの展開は，すでに繰り返し言及されているとおりである。

昭和6（1931）年の6月8日から7月12日にかけて，国際連盟の「東洋に於ける婦人児童買売の実情調査団」が日本に滞在，調査を行う（国際連盟C・T・F・E東洋・第35号「東洋への婦人及児童売買拡張実地調査—日本に関する報告」昭和7年，集成21：119-162）。さらに，昭和8（1933）年，「国際連盟東洋婦人児童買売調査委員会報告書」（ジョンソン報告書）を出し，遊郭や植民地の調査から，公娼は自由意志によって売春を行っているという日本政府の主張を問題視するに至る（国際連盟事務局東京支局「国際連盟東洋婦人児童買売調査委員会報告書概要」昭和8年，集成21：192-198，同「国際連盟婦人児童買売調査委員会より国際連盟理事会に提出されたる考察及び定義」昭和8年，集成21：199-203）⁽¹²⁾。

こうした中，鈴木（1998）によれば，国内では昭和9（1934）年ごろ，「廃娼陣営の一郭と貸座敷（遊郭）業者との間に妥協が成立し，『公娼廃止，私娼黙認』の線での合意をみた。内務省当局も，前年来からの強い国際的批判もあって，公娼廃止に乗り出す意欲を示した」（鈴木 1998：19）という。昭和10（1935）年，廃娼連盟が早々に解散，国民純潔同盟へと改組される。この運動が教育運動，社会予防運動であると同時に／であるからこそ，優生学的な側面をもち，階級収奪や植民地支配と親和的であったことは，同論考をはじめ多くの先行研究が指摘している。藤野（2002）は，廃娼運動の階級制が資本主義と軍国主義的帝国主義に加担したとしているし，小野沢あかね（2010）は，草の根の運動を下支えしたのは廃娼運動を牽引したキリスト教系の団体のみならず，婦人会，青

年会などの地域組織であったと指摘している。

しかし、このような公娼廃止路線が固まる陰で、昭和初期には飢饉に見舞われた東北地方を中心に大量に若い娘たちが売られていっている。そして、戦時体制の中、制度に手を付けることは事実上棚上げされ、日本軍の進軍とともに、自由意志での登録とも強制徴集とも判然としない形で娼妓は増えていく。制度上の公娼制が廃止されたのは、昭和21（1946）年、GHQ占領下で娼妓取締規則が廃止されたときである。

公娼制廃止後も、「赤線」、「青線」という形で公認・黙認の売春街が存在したことはよく知られているが、昭和22（1947）年度の国家地方警察本部防犯課の調査では、「街娼」200名中、15歳から18歳が11.5%いたという（住谷悦治「街娼の実態」昭和22年、市川編 1978：563）。やや後の調査では、売春事案のうち、満18歳未満が昭和26（1951）年の1年間のうちの39.3%、昭和27（1952）年の1年間のうちの29.4%（労働省婦人少年局年少労働課「年少者のいわゆる人身売買事件について（第四回報告）」昭和28年、集成戦後5：5）、昭和31（1956）年の調査では、10歳代が75名5.7%、うち18歳が15名1.1%、17歳が1名0.1%と報告されている（労働省婦人少年局「売春に関する資料第三号（婦人関係資料シリーズ一般資料第四十二号）」所収「売春問題実態調査概要」昭和33年、集成戦後17：121）。

周知のとおり、昭和32（1957）年、売春防止法が制定されるが、その後の調査でも、14歳～18歳未満が78名（1.1%）、18歳～20歳未満203名（3.3%）と報告されている（警視庁「街娼についての検討資料（売春対策国民協議会資料二十四）」昭和34年、集成戦後19：147）。結局、制度が廃止路線になろうと、実際に廃止されようと、売春する年少者は一定数いたのである。

なお、売春を一律に規制するこの法律には、年齢規定はない。審議過程においても、年齢に関する話題はごく限られた場面でしか出てこない。わずかに「昨年の人身売買の統計で、被害女性の三分之一が未成年者と伝えられています

(中略) さらにその一割までが小学校をさえ卒業していない, こういうふうなことが統計として出されているのでございます」(戸叶里子, 第22回国会衆議院法務委員会議録第33号, 昭和30年, p.6) という程度である。

ただし, 10代への性教育の必要性は, かなり頻繁に語られている。

十八才未満の青少年で, これからうんとたたかれて正しい教育をされなければならない, ことに正しい性道徳なり性教育を受けなければならぬ年齢において, 社会におつぼり出されて捨てられるがゆえに, ここに非常に問題を起して六・三の基礎教育をもう根底からぶちこわしてしまう, そうして非常に無責任な社会人ができ上がつておる。(堤ツル, 第19回国会衆議院法務委員会議録第66号, 昭和28年, p.1)

義務教育卒業後18歳程度までの年少者をひとくくりにして, 教育(さらには社会化)の対象とするという視線が, 戦後に至ってようやく出てきたと言える。ただ, 教育によって「墮落」「転落」を予防するのは, 当人のためというよりもそれが「社会人」として必要な素養だからであり, 社会防衛のために要請されている側面が強かった。

5 まとめ——必要とされる身体・すり抜ける言葉

結局, 公娼制度の整備過程でも, それが揺らぎ解体されていく過程でも, 「子ども」の保護・教育の必要性と身体の成熟との不一致は問題化されなかった。

娼妓登録をするのに年齢制限を求めるという発想は当初より存在した。明治初期の各府県レベルの制度でも, 娼妓取締規則でも, また芸妓や廃娼県における「酌婦」の規定においても, 年齢規定を置く傾向が強かった。しかし, それらは, 具体的な年少者の身体に配慮したからというよりむしろ, 自由意志とい

う近代法上の擬制を採用するために、必然的に要請されたという側面が強いと推測される。

その後の廃娼論・年齢引き上げ論は、教育を受けさせる必要性は唱えるようになるものの、身体の保護という点は積極的に語らない。年齢区分は、国際的体面や法律上の整合性といった点からのみ問題とされた。その議論は、先行研究が指摘するように、「醜業婦」から「良家の子女」を守るという階級的に分断された社会像に支えられており、そこに年少者を階級横断的な「子ども」「児童」と見る発想も、その発達する身体を保護するという発想もなかった。

現実路線の存娼論・年齢引き下げ論は、16歳くらいから性的行為に耐えられると主張する。これは一見その身体を直視しているようにも見えるが、それも業者の都合による身体の言説とも言える。

社会の必要悪として明に暗に要請され続ける家庭外の性という問題系において、年少者を「児童」「子ども」として教育されるべき存在と見なす視線は一部の論者に認められるものの、その具体的な身体を守ろうとする視線は希薄である。「成人」と「未成年」、行為能力者とそれ以外、自由意志を持つ者と持たない者を分かち近代法の言語の水準で、擬制としての線引きがさかんに議論される一方で、一定年齢の年少者の身体が現実的に性的に使用可能であるという論理が、現代のようにタブー化せずに語られてしまう。国際条約との関係もあり、自由意志があると擬制されない年少者が売春させられていることが「問題」として語られるが、それが突き詰めて考えられることもない。教育等の整備されつつある社会的諸制度、近代法の論理、身体の性的成熟をめぐる素朴なリアリティが、ずれながら重なり合い、その整合性がときに問題化されかかるものの、結局はそれらの間の「不一致」は深刻な「問題」としては発見されないのである。

戦後、売春防止法ができた後も、「ソーブランド」（「トルコ風呂」）が興隆し、売春旅行が公然と行われていた（「ジャパユキさん」問題）。豊かな時代となっ

て、貧困を理由にしない私娼、自由売春が増えたことが問題とされるようになる。「転落」をもたらすような階層差——「曲率」（橋爪 1992）——がなくなった戦後に、「悲惨な境涯」でもないのに自らの意志で売春する存在が、従来の枠組みでは捉えがたい現象として問題化される。ただ、人身売買をこそ規制しようとしてきた戦前期の法制度や、「悲惨な境涯」の私娼を一見問題化しつつ、実際には無視し続けてきた廃娼論・存娼論の構図を見れば、むしろ自らの意志で売春することが「問題」として発見されたこと自体——さらにはそのモラルパニックに「自由意志で売春をして何が悪い」という「性の自己決定」論が反論として寄せられたことの意味——が、問われるべきであろう。

そして、この延長線上に、「援助交際」、すなわち「少女」「生徒」の自由売春へのモラルパニックが位置することになる。昭和49（1974）年に高校進学率が90%を超え、教育期が長期化する中であって、保護と社会化の機関に無事包摂されたと思った年少者が自らの意志で性を売るという問題は、今更のように座りの悪いものとして「発見」されてしまったのではないか。身体的な成熟にまつわる素朴なりアリティと、「児童・生徒」「子ども」とその発達途上の身体という概念、さらには法律上の様々な意志能力が制限されているはずの「児童」「子ども」や「未成年」という擬制とのずれを問う視線が、年少者の「意志」——それはたぶん括弧つきなのだが——を強烈に自覚してしまったときに初めて社会問題化へと結びついたと言える。そのことの意味を考えるのは、今後の課題である。

ただ、その騒動も、社会防衛の観点からのモラルパニックという様相も強く、一定期間で鎮静化した。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立することで不一致部分が縮小し、「気が済んだ」面もある。しかし、私たちは、^ずれの感覚自体をいわば「公然の秘密」として持ちながら、年少者は「発達する身体」を持つ「子ども」として教育期にあるべきだという言葉も語り続けている。その「子ども」の語られ方は、年少者

の身体をだらしなくすりぬけていく戦前期の語りとおそらく地続きである。

注

- (1) 刑法176条「強制わいせつ罪」は、13歳未満との性行為を、合意の有無にかかわらず「強制わいせつ」とみなす。逆に言えば、男女とも13歳以上であれば、「合意」の上での性行為は、「わいせつ行為」ではないのである。また刑法177条「強姦罪」では、女性に限り、13歳未満はいかなる場合も「合意」が成立しないとされている。
- (2) おそらく「子どもの権利」等の世界的な動きや、「子ども」概念への反省性の高まりも関係していると予想されるが（元森 2009；広田 1998）、ここでは問えない。
- (3) 本稿は、史料はすべて先行研究や史料集に負っている。その点で、厳密な意味での歴史研究ではない。それらを年齢規定や年少者の取り扱いという観点から整理しなおすことで、本文に述べた目的を達成しようとするものである。
- (4) その先には、子どもと教育によって再生産される社会という、「社会化」という形で社会学も巻き込まれてきた社会の見方を問い直したいという問題意識もある。
- (5) 明治民法の婚姻可能年齢は女性15歳からであったが、生殖という観点からも同様だっただろう。
- (6) 以下、本稿において、引用の際は、旧字体は新字体に改め、カタカナは平仮名に改める。
- (7) 横浜港に停泊中のペルー船から清国人苦力が逃亡した事件をめぐる、奴隷解放・保護を主張する日本政府に対し、日本の娼妓も奴隷ではないかという反論がなされた。
- (8) 明治5年11月20日太政官布達107号として、地方からの伺いは東京府に準ずるようにと定められる。ただし、すべてが東京方式になったわけではなく、埼玉県のように公娼を認めなかった府県も存在する。そこでは、後述する全国初の「廃娼県」となった群馬県が採用するのと同様、「乙種料理店」の「酌婦」という事実上の公娼制が布かれることとなる。
- (9) 久保千一はこれを、「男性を墮落させ環境を悪化させる醜業婦を排除しようとする」（久保 1992：251）ものにすぎず、女性の人権への視線はなかったと指摘している。
- (10) このとき、同時に障害者の申請も認められない旨が定められた。このことは示唆的である。身体が不自由な身体障害者、もしくは自由意志が認めがたい知的障害者は、自由意志による登録制度の外部に置かれ始めたのである。
- (11) その議論については、元森（2012a）も参照のこと。
- (12) 繰り返すように、西欧諸国でも公娼制度が公然と存在した国、廃娼にして私娼を黙認した国があったことを考えれば、ここで問題にされているのが本当に意志なき売春

(人身売買)であったのかは疑問が残る。

文献

- Corbin, Alan 1978 *Les filles de noce : misère sexuelle et prostitution (19e et 20e siècles)*, Aubier Montaigne. (=杉村和子監訳 2010 『娼婦 上下(新版)』藤原書店)
- 藤目ゆき 1997 『性の歴史学：娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版。
- 1999 「公娼制度・娼運動の評価をめぐって(記念講演)」『日本婦人問題懇話会会報』58: 87-99.
- 藤野豊 2001 『性の国家管理』不二出版。
- 橋爪大三郎 1992 「売春のどこがわるい」江原由美子編『フェミニズムの主張』勁草書房, pp. 1-43.
- 早川紀代子 1997 「公娼制とその周辺：東京府を中心に」『戦争責任研究』17: 51-59, 31.
- 1998 「近代公娼制度の成立過程」『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店, pp.188-222.
- 広田照幸 1998 「〈子どもの現在〉をどう見るか」『教育社会学研究』63: 5-24.
- 市川房江編・解説 1978 『日本婦人問題資料集成 第一巻=人権』ドメス出版。
- 今中保子 1986 「1920年代～1930年代の娼運動とその歴史的意義：広島県を中心として」『歴史学研究』55: 1-15.
- 久保千一 1992 「群馬の娼運動」高崎経済大学附属産業研究所編『群馬・地域文化の諸相』日本経済評論社, pp.219-256.
- 倉橋正直 1994 「公娼制度について」『愛知県立大学文学部論集(一般教育編)』43: 1-59.
- 小谷野敦 2007 『日本売春史：遊行女婦からソープランドまで』新潮社。
- 眞杉侑里 2009 「「人身売買排除」方針に見る近代公娼制度の様相」『立命館大学人文科学研究所紀要』93: 237-268.
- 元森絵里子 2009 『「子ども」語りの社会学：近現代日本における教育言説の歴史』勁草書房。
- 2011 「労働力から「児童」へ：工場法成立過程からとらえ直す教育的子ども観とトランジションの成立」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』136: 27-67.
- 2012a 「フィクションとしての「未成年」：未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども／大人区分の複層性」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』138: 19-67.
- 2012b 「「子ども」は実体が構築かという問いをめぐって：『明治以降教育制度発達史』を事例とした子どもと教育の社会学の視角についての一考察」『社会学評論』63(1): 124-135.

自由意志なき性的な身体

- 村上信彦 1967~1972『明治女性史 上中下』理論社.
- 小野沢あかね 2002「公娼制度廃止問題の歴史的位罫：戦間期日本における勤儉貯蓄と女たち」『歴史学研究』764：2-12, 40.
- 2010『近代日本社会と公娼制度』吉川弘文館.
- 大日方純夫 1992「売娼問題と警察力」『日本近代国家の成立と警察』校倉書房, pp.279-304.
- 集成1~31 1997~2004『買売春問題資料集成：戦前編 第1巻~第31巻』不二出版.
- 集成戦後1~25 2004~2006『性暴力問題資料集成 第1巻~第25巻』不二出版.
- 鈴木裕子 1997「解説」鈴木裕子編 1997, pp.15-34.
- 1998「解説」鈴木裕子編 1998, pp.16-39.
- 鈴木裕子編 1997『日本女性運動資料集成 第8巻 人権・売娼Ⅰ』不二出版.
- 編 1998『日本女性運動資料集成 第9巻 人権・売娼Ⅱ』不二出版.
- 竹村民郎 1982『売娼運動：廓の女性はどう解放されたか』中央公論社.
- 山本俊一 1983『日本公娼史』中央法規出版.
- 吉見周子 1992『売娼の社会史（増補改訂）』雄山閣出版.

国立国会図書館「帝国議会議録検索システム」(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>)

国立国会図書館「国会議会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

付記

本稿は、平成22～25年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号：22730411)の研究成果の一部である。